

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4652591号
(P4652591)

(45) 発行日 平成23年3月16日(2011.3.16)

(24) 登録日 平成22年12月24日(2010.12.24)

(51) Int. Cl. F 1
B 6 5 D 47/24 (2006.01) B 6 5 D 47/24 Z
 B 6 5 D 47/28 (2006.01) B 6 5 D 47/28 B

請求項の数 3 (全 10 頁)

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|-----------------------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2001-58600 (P2001-58600) | (73) 特許権者 | 000228442 |
| (22) 出願日 | 平成13年3月2日(2001.3.2) | | 日本クラウンコルク株式会社 |
| (65) 公開番号 | 特開2002-255213 (P2002-255213A) | | 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 |
| (43) 公開日 | 平成14年9月11日(2002.9.11) | (74) 代理人 | 100075177 |
| 審査請求日 | 平成19年12月13日(2007.12.13) | | 弁理士 小野 尚純 |
| | | (74) 代理人 | 100113217 |
| | | | 弁理士 奥貫 佐知子 |
| | | (72) 発明者 | 山崎 恭典 |
| | | | 神奈川県平塚市長瀬2番12号 日本クラウンコルク株式会社平塚工場内 |
| | | (72) 発明者 | 村上 榮規 |
| | | | 神奈川県平塚市長瀬2番12号 日本クラウンコルク株式会社平塚工場内 |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 複合容器蓋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器口部に螺子固定される中蓋と、上下にスライド可能に該中蓋に取り付けられた注出用案内材と、中蓋に取り付けられた注出用案内材を覆うように着脱自在に設けられた上蓋とを備えた複合容器蓋において、

前記中蓋は、容器口部の外面と螺子係合する螺条を内面に有する第1の筒状壁と、第1の筒状壁よりも小径の第2の筒状壁と、第1の筒状壁の上端と第2の筒状壁の下端とを繋ぐ水平壁と、第2の筒状壁の内部に設けられた弁体とから成り、

第2の筒状壁の上方部分外面には、係合突起が形成され、

前記弁体は、少なくとも上端が閉じられた柱状体形状を有し、その上端は、第2の筒状壁の上端よりも上方に延びており、且つその下端は、適当な間隔で形成されているブリッジによって第2の筒状壁の内面或いは前記水平壁の下面に保持されており、

前記注出用案内材は、中央部分に注出用開口を備えた天井壁と、天井壁の下面に形成された環状外側足部及び環状内側足部と、天井壁の上面に形成された注出案内用の注出筒とから成り、該環状外側足部の下端部内面にはアンダーカットが形成されており、

該天井壁の周縁又は環状外側足部の上部外面には、外方に張り出した外方張出し部が形成されており、前記環状外側足部と環状内側足部との間の空間内に、前記第2の筒状壁を嵌め込むことにより、前記注出用案内材は、第2の筒状壁に上下にスライド可能に保持され、

第2の筒状壁にスライド可能に保持された注出用案内材が下方位置にあるときは、前

記弁体の上端によって前記注出用開口が閉じられ、該注出用案内材が上方位置にあるときは、前記注出用開口が開放され、且つ、前記環状外側足部の下端部内面に形成されているアンダーカットと第2の筒状壁上方部分外面の係合突起との係合により、該注出用案内材の上方への移動が規制されると共に、

前記上蓋は、頂板部と、頂板部周縁から下方に延びているスカート壁とから成り、該スカート壁の上方部分内面には、係止突起が形成されており、

該頂板部下面には、前記注出用開口よりも大きな内径を有するリング状の押え突起が形成されており、

第2の筒状壁にスライド可能に保持された注出用案内材を覆うようにして前記上蓋を閉じた時、上方位置にある注出用案内材は、前記上蓋により押圧されて下方位置まで降下し、前記注出筒の上端が前記上蓋の頂板部内面に当接することなく、前記リング状の押え突起が前記天井壁上面に当接し、

閉じられた上蓋を上昇させて開放する際には、下方位置にある注出用案内材は、上蓋の係止突起と該注出用案内材の外方張出し部との当接により上方位置まで持ち上げられ、該注出用案内材が上方位置に到達した時点で、上蓋の係止突起が該注出用案内材の外方張出し部を乗り越えること、

を特徴とする複合容器蓋。

【請求項2】

前記上蓋は、前記中蓋の第1の筒状壁が螺子係合する容器口部外面よりも大きな外径を有する容器首部外面との螺子係合により保持される請求項1に記載の複合容器蓋。

【請求項3】

第1の筒状壁の内面には、容器口部内面と密接する胴部と、該胴部の上端から外方に延びているフランジ部と、容器口部を閉じる底部とから成る中栓が挿入されている請求項1又は2に記載の複合容器蓋。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、注出用案内材（チップ）を上下にスライドさせることにより、注出用開口を開放し或いは閉じるプッシュプルタイプの複合容器蓋に関するものであり、より詳細には、ドレッシングのような液が収容された容器の蓋として特に有用な複合容器蓋に関する。

【0002】

【従来の技術】

プッシュプルタイプの複合容器蓋は、ワンタッチで注出用開口の開放及び閉塞を行うことができるため、種々の液体収容容器の容器蓋として使用されている。

例えば、特開2000-85811号公報の図4には、容器口部に螺子締結された中蓋20と、中蓋20の上部壁に上下にスライド可能装着されたチップ（注出用案内材）31とを備えた複合容器蓋が開示されている。この先行技術においては、中蓋20は、中空の筒状形状を有しており、その上部内空間には、内容液の注出用通路を閉じないようにして栓体（弁体）26が設けられており、チップ31は注出用開口33を備えている。即ち、チップ31が下方位置にあるときは、栓体26によってチップ31の注出用開口33が閉じられているが、チップ31を手で持って上方に引っ張り上げることにより、注出用開口33が開放され、この状態で内容液の注ぎ出しが行われ、注ぎ出し後は、再び、チップ31を手で下方に押し下げることにより、栓体26によって注出用開口33が閉じられるというものである。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上述した従来公知のプッシュプルタイプの複合容器蓋は、注出用開口を開放し或いは閉じるために、注出用案内材（チップ）を手で引っ張り上げたり或いは押し下げたりしなければならないという問題がある。例えばドレッシングのような液が収容された容器に用いた場合、注出用開口の開放及び閉塞に際して、液が付着した注出用案内

10

20

30

40

50

材を手で触れなければならず、極めて非衛生的である。

【0004】

従って、本発明の目的は、注出用開口を有する注出用案内材を手で全く触れることなく、該注出用案内材を上下にスライドさせて注出用開口の開放及び閉塞を行うことが可能なプッシュプルタイプの複合容器蓋を提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明によれば、容器口部に螺子固定される中蓋と、上下にスライド可能に該中蓋に取り付けられた注出用案内材と、中蓋に取り付けられた注出用案内材を覆うように着脱自在に設けられた上蓋とを備えた複合容器蓋において、

前記中蓋は、容器口部の外面と螺子係合する螺条を内面に有する第1の筒状壁と、第1の筒状壁よりも小径の第2の筒状壁と、第1の筒状壁の上端と第2の筒状壁の下端とを繋ぐ水平壁と、第2の筒状壁の内部に設けられた弁体とから成り、

第2の筒状壁の上方部分外面には、係合突起が形成され、

前記弁体は、少なくとも上端が閉じられた柱状体形状を有し、その上端は、第2の筒状壁の上端よりも上方に延びており、且つその下端は、適当な間隔で形成されているブリッジによって第2の筒状壁の内面或いは前記水平壁の下面に保持されており、

前記注出用案内材は、中央部分に注出用開口を備えた天井壁と、天井壁の下面に形成された環状外側足部及び環状内側足部と、天井壁の上面に形成された注出案内用の注出筒とから成り、該環状外側足部の下端部内面にはアンダーカットが形成されており、該天井壁の周縁又は環状外側足部の上部外面には、外方に張り出した外方張出し部が形成されており、

前記環状外側足部と環状内側足部との間の空間内に、前記第2の筒状壁を嵌め込むことにより、前記注出用案内材は、第2の筒状壁に上下にスライド可能に保持され、

第2の筒状壁にスライド可能に保持された注出用案内材が下方位置にあるときは、前記弁体の上端によって前記注出用開口が閉じられ、該注出用案内材が上方位置にあるときは、前記注出用開口が開放され、且つ、前記環状外側足部の下端部内面に形成されているアンダーカットと第2の筒状壁上方部分外面の係合突起との係合により、該注出用案内材の上方への移動が規制されると共に、

前記上蓋は、頂板部と、頂板部周縁から下方に延びているスカート壁とから成り、該スカート壁の上方部分内面には、係止突起が形成されており、

該頂板部下面には、前記注出用開口よりも大きな内径を有するリング状の押え突起が形成されており、

第2の筒状壁にスライド可能に保持された注出用案内材を覆うようにして前記上蓋を閉じた時、上方位置にある注出用案内材は、前記上蓋により押圧されて下方位置まで降下し、前記注出筒の上端が前記上蓋の頂板部内面に当接することなく、前記リング状の押え突起が前記天井壁上面に当接し、

閉じられた上蓋を上昇させて開放する際には、下方位置にある注出用案内材は、上蓋の係止突起と該注出用案内材の外方張出し部との当接により上方位置まで持ち上げられ、該注出用案内材が上方位置に到達した時点で、上蓋の係止突起が該注出用案内材の外方張出し部を乗り越えること、

を特徴とする複合容器蓋が提供される。

【0006】

本発明の複合容器蓋によれば、注出用案内材に注出筒が設けられているため、この注出筒によって、内容液の注出を円滑に行うことができ、また、注ぎ出された液が注出用案内材の外面に垂れ落ちることを有効に防止することができる。

更には、上蓋の脱着及び装着により、注出用案内材の上方へのスライド及び下方への降下が行われ、このような注出用案内材の上下へのスライドに伴って、注出用案内材に設けられている注出用開口の開放及び閉塞が行われる。従って、容器に収容されている液の注ぎ出し作業を、液が付着する注出用案内材に手で触れることなく行うことができ、

10

20

30

40

50

ドレッシングのような液が収容された容器に用いた場合にも、極めて衛生的である。本発明において、注出用案内材の上下へのスライドを行う上蓋は、通常、容器外面との螺子係合により装着されることが好適である。

【 0 0 0 7 】

【発明の実施形態】

本発明を、以下、添付図面に示す具体例に基づいて詳細に説明する。

図 1 は、本発明の複合容器蓋の未使用状態での側断面図を示し、

図 2 は、中栓が取り外された状態にある図 1 の複合容器蓋において、上蓋を上昇させて注出用案内材を上方位置にスライドさせたときの状態を示す側断面図であり、

図 3 は、図 2 の複合容器蓋から上蓋を取り外した状態を示す図であり、

図 4 は、図 1 の複合容器蓋に設けられている中蓋の概略平面断面を示す図である。

10

【 0 0 0 8 】

図 1 乃至 3 において、本発明のプッシュプルタイプの複合容器蓋は、容器口部 5 0 の上部に螺子固定された合成樹脂製の中蓋 1 と、該中蓋 1 に上下にスライド可能に取り付けられている合成樹脂製の注出用案内材 2 と、注出用案内材 2 を覆うように着脱自在に装着されている合成樹脂製の上蓋 3 とから成っている。

このような中蓋 1、注出用案内材 2 及び上蓋 3 を構成する合成樹脂は、それ自体公知であり、例えば、ポリエチレン、アイソタクチックポリプロピレン、エチレン - ポリプロピレン共重合体、ポリブテン - 1、エチレン - ブテン - 1 共重合体、プロピレン - ブテン - 1 共重合体、エチレン - 酢酸ビニル共重合体等のオレフィン系樹脂や、ポリスチレン、スチレン - ブタジエン共重合体、ABS 樹脂或いはポリカーボネート等を例示することができる。

20

【 0 0 0 9 】

上記の複合容器蓋が装着される容器の口部 5 0 は、図 1 に示されている様に、上端に位置する小径の中蓋保持部 5 1 と、中蓋保持部 5 1 の下端に連なる大径の上蓋保持部 5 2 とから成っており、中蓋保持部 5 1 の外面には、螺条 5 1 a が形成され、上蓋保持部 5 2 の外面には、螺条 5 2 a が形成されている。

【 0 0 1 0 】

中蓋 1 は、第 1 の筒状壁 5 と、第 1 の筒状壁 5 の上方に位置する第 2 の筒状壁 6 とを備えており、第 1 の筒状壁 5 は、第 2 の筒状壁 6 よりも大径であり、第 1 の筒状壁 5 の上端は、水平壁 7 により第 2 の筒状壁 6 の下端に連なっている。

30

【 0 0 1 1 】

第 1 の筒状壁 5 の内面には、螺条 5 a が形成されている。この螺条 5 a が、容器口部 5 0 の上端に位置する中蓋保持部 5 1 の外面に形成されている螺条 5 1 a と螺子係合することにより、中蓋 1 が容器口部 5 0 に着脱自在に螺子固定される。

尚、第 1 の筒状壁 5 の外面には、中蓋 1 の旋回を容易に行うためのローレット 5 b が形成されている。

また、第 1 の筒状壁 5 の内面の上端部近傍には、水平壁 7 と小間隔を置いて、小突起 5 c が形成されている。

【 0 0 1 2 】

また、本発明の複合容器蓋においては、通常、未使用状態、即ち、店頭で販売に供されているような状態では、図 1 に示す様に、容器口部 5 0 の上端（中蓋保持部 5 1）に中栓 1 0 が嵌め込まれており、この中栓 1 0 は、上記の中蓋 1 によってしっかりと保持され、これにより、十分にシール性が確保されている。

40

即ち、中栓 1 0 は、全体としてカップ形状を有するものであり、底部 1 0 a と、外方に若干膨らんだ胴部 1 0 b と、胴部の上端から外側に張り出したフランジ部 1 0 c とから形成されており、また、中栓 1 0 の内部には、摘み用のタブ 1 0 d が形成されている。容器口部 5 0 の内部に嵌め込まれた中栓 1 0 の底部 1 0 a により容器口部 5 0 は完全に閉じられ、また、その胴部 1 0 b の外面と容器口部 5 0 の内壁面とが密着することによりシール性が確保される。この場合、中栓 1 0 のフランジ部 1 0 c が、容器口部 5 0（中蓋保持部 5

50

1)の上端面と、中蓋1の水平壁7の下面との間に挟持され、これにより、中栓10はしっかりと保持される。

尚、中栓10のフランジ部10cの外周縁は、薄肉部となって外方に張り出しており、第1の筒状壁5の内面に形成されている小突起5cに保持された状態で、容器口部50に中蓋1と一体となって装着される。中蓋1の第1の筒状壁5を回転して中蓋1を容器口部50から取り外す際には、第1の筒状壁5の内面に形成されている小突起5cがフランジ部10cの外周縁の薄肉部を乗り越え、中栓10が容器口部50に嵌め込まれたまま、中蓋1のみが容器口部50から取り除かれる。容器口部50に残った中栓10は、タブ10dを持って引っ張り上げることにより、容器口部50から取り除かれる。

尚、中蓋1の水平壁7の下面には、中栓10のフランジ部10cの上面をしっかりと押えつけるために、小突起を形成しておくのがよい。

【0013】

第1の筒状壁5よりも小径の第2の筒状壁6には、後述するように、注出用案内部材2が上下にスライド可能に保持される。このために、第2の筒状壁6の上端近傍には、その外面に、注出用案内部材2の第2の筒状壁6からの離脱を防止するための係合突起13が設けられている。

また、第2の筒状壁6の内部には、弁体15が設けられている。

図1等から明らかな通り、この弁体15は、上端が閉じられた柱状体形状を有しており、その上端部は、第2の筒状壁6の上端部よりも若干上方に突出している。

更に、弁体15の下端部は、図4の平面断面図に示されている様に、周方向に互いに間隔を置いて位置する複数のブリッジ17(図4では、4個)により、筒状壁6の内面に固定されている。即ち、ブリッジ17の間隙が、内容液の注出路となる。

【0014】

注出用案内部材2は、内容液を注ぎ出す際の液の案内として機能するものである。

この注出用案内部材2は、板状の天井壁20を備えており、天井壁20の中央部分には、特に図2及び図3に明瞭に示されているように、注出用開口21が設けられており、天井壁20の上面には、液案内用の注出筒22が形成されている。また、天井壁20の外周縁には、外方に張出した外方張出し部23が形成されている。

注出筒22は、先端が外方に広がった形状を有しており、且つ注出筒22の内面は、先端部分の内径が下端部分の内径よりも若干大きくなるようなテーパ面となっている。また、注出筒22により囲まれている天井壁20の上面は、中心部分が低く且つ周縁部分が高くなるようなテーパ面となっている。天井壁20及び液案内用の注出筒22が、このような形状を有していることにより、注出用開口21を介して容器内から排出される液は、液垂れ等を生じることなくスムーズに注ぎ出され、また、天井壁20の上面及び注出筒22の内面に付着した液は、スムーズに注出用開口21を介して、容器内に回収される。

【0015】

また、天井壁20の下面には、環状の外側足部25と、環状の内側足部26とが形成されており、環状の外側足部25の下端内面には、アンダーカット25aが設けられている。

即ち、上述した液注出用案内部材2は、中蓋1の第2の筒状壁6を、外側足部25と内側足部26との間の空間に嵌め込むことにより、上下にスライド可能に保持されるものであり、外側足部25の下端のアンダーカット25aが第2の筒状壁6の上部係合突起13と係合することにより、液注出用案内部材2が中蓋1から離脱しないようになっている。

特に図1及び図2とを比較することにより理解されるように、液注出用案内部材2が下方位置にあるときは、弁体15の上端によって注出用開口21が閉じられており、液注出用案内部材2が上方位置にあるときは、注出用開口21は開放され、従って、液注出用案内部材2を上下にスライドさせることにより、注出用開口21の開け閉めが行われる。

【0016】

本発明の複合容器蓋では、注出用開口21の開け閉めのための液注出用案内部材2の上下スライドが、上蓋3を利用して行われる。

このような上蓋3は、図1及び図3に示されているように、頂板部30と、頂板部30の

10

20

30

40

50

周縁から下方に延びているスカート壁 3 1 とから成っており、スカート壁 3 1 の下方部分の内面には、螺条 3 1 a が形成されている。即ち、この螺条 3 1 a が、容器口部 5 0 の上蓋保持部 5 2 の外面に形成されている螺条 5 2 a と螺子係合することにより、上蓋 3 は、注出用案内材 2 を覆うように装着されるものである。また、図示されていないが、スカート壁 3 1 の外面には、通常、ローレットが形成されている。

【 0 0 1 7 】

本発明においては、上記上蓋 3 の脱着及び装着にしたがって、前述した注出用案内材 2 の上下スライド、即ち、注出用開口 2 1 の開け閉めを行うために、スカート壁 3 1 の上方部分内面には、係止突起 3 3 が設けられている。

即ち、上蓋 3 を回転させて脱着する（開栓する）ときには、係止突起 3 3 は、注出用案内材 2 の天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 の下側に位置し、上蓋 3 の上昇に伴って注出用案内材 2 は、上方位置まで持ち上げられる。注出用案内材 2 が上方位置に到達すると、アンダーカット 2 5 a と係合突起 1 3 との係合により、注出用案内材 2 の上昇が制限されるため、係止突起 3 3 は、注出用案内材 2 の天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 を乗り越え、この結果、上蓋 3 は、取り外される。

上述した実施例の複合容器蓋においては、上蓋 3 と容器口部 5 0 とが螺条により係合しているため、上蓋 3 の取り外しと注出用案内材 2 の上方への移動を、上蓋 3 の開栓方向への旋回によって極めて容易に行うことができる。

【 0 0 1 8 】

一方、上蓋 3 を注出用案内材 2 に被せて旋回して容器口部 5 0 に装着する（閉栓する）時には、係止突起 3 3 は、注出用案内材 2 の天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 の上側に位置し、上蓋 3 の降下に伴って注出用案内材 2 は、下方位置まで押し下げられる。注出用案内材 2 が下方位置に到達すると、外側足部 2 5 が水平壁 7 の上面に当接し、その降下が制限されるため、係止突起 3 3 は、外方張出し部 2 3 を乗り越えて、その下側に位置する。このようにして、上蓋 3 は、容器口部 5 0 の上蓋保持部 5 2 の外面にしっかりと螺子固定される。

【 0 0 1 9 】

上記の様に、上蓋 3 を脱着及び装着することにより、注出用案内材 2 が上昇及び降下し、これにしたがって、注出用開口 2 1 の開放及び閉塞が行われる。

この場合において、上蓋 3 の頂板部 3 0 の内面には、注出用開口 2 1 よりも内径の大きなリング状の押え突起 3 5 を設けることが望ましい。このリング状押え突起 3 5 は、注出用案内材 2 に設けられている液案内用の注出筒 2 2 よりも若干長く形成されており、このような押え突起 3 5 を設けることにより、液案内用の注出筒 2 2 と頂板部 3 0 の内面との当接を防止することができ、液案内用の注出筒 2 2 が頂板部 3 0 の内面に押圧させることにより生じる注出筒 2 2 の破損や変形を有効に回避することができる。

また、閉栓の際には、係止突起 3 3 と共に或いは係止突起 3 3 の代わりに、この押え突起 3 5 が天井壁 2 0 の外面に当接して、注出用開口 2 1 が閉じられる状態にまで注出用案内材 2 を押し下げることができる。

【 0 0 2 0 】

上述した本発明の複合容器蓋において、上蓋 3 の脱着及び装着による注出用開口 2 1 の開け閉め、即ち、容器内容液の注ぎ出し作業は、以下の様にして行われる。

【 0 0 2 1 】

先ず、未使用状態、例えば、一般の需要者がドレッシング等の液が収容された容器を購入した時点（店頭で販売されている時点）では、図 1 に示されているように、容器口部 5 0 には、中栓 1 0 が嵌め込まれている状態で、注出用案内材 2 が取り付けられた中蓋 1 及び上蓋 3 が、それぞれ、螺子固定されている。

この状態において、上蓋 3 を旋回して上昇させることにより（螺子係合の解除）、容器口部 5 0（上蓋保持部 5 2）から上蓋 3 を取り外す。この時の注出用案内材 2 の挙動は、後記する内容液の注ぎ出し作業時における上蓋 3 の開放時と全く同様であるので、その説

10

20

30

40

50

明は省略する。

上蓋 3 を取り外した後、更に中蓋 1 を回転して上昇させることにより（螺子係合の解除）、容器口部 5 0（中蓋保持部 5 1）から、注出用案内部材 2 が取り付けられた中蓋 1 を取り外す。

中蓋 1 を取り外した後、既に述べた通り、中栓 1 0 のタブ 1 0 d を手で持って引っ張り上げるにより、中栓 1 0 を容器口部 5 0 から取り外す。

中栓 1 0 を取り外した後は、注出用案内部材 2 が取り付けられた中蓋 1 を、再び、容器口部 5 0（中蓋保持部 5 1）に螺子固定し、更に、この上から上蓋 3 を被せ、上蓋 3 を容器口部 5 0（上蓋保持部 5 2）に螺子固定する。上蓋 3 の螺子固定に際しての注出用案内部材 2 の挙動は、後記する内容液の注ぎ出し作業時における上蓋 3 の閉栓時と全く同様であるので、その説明は省略する。

10

【 0 0 2 2 】

上記のようにして中栓 1 0 が取り除かれた後に、容器口部 5 0 に注出用案内部材 2 を備えた中蓋 1 及び上蓋 3 を装着した状態は、中栓 1 0 が取り除かれ、中蓋 1 の水平壁 7 が直接容器口部 5 0 の上端面に当接している点を除けば、実質上、図 1 に示す状態と全く同一であり、注出用案内部材 2 の注出用開口 2 1 は、弁体 1 5 の上端によって完全に閉じられている。

従って、例えば、ドレッシング等の液では、注ぎ出しに先立って、容器を振盪し、液を均一な状態とすることができ、この際に、上蓋 3 の内面が汚れることはない。

【 0 0 2 3 】

20

液の注ぎ出しに際しては、上蓋 3 を回転させ、上蓋 3 の螺条 3 0 a と上蓋保持部 5 2 の螺条 5 2 a との螺子係合を解除していくことにより、上蓋 3 を上昇せしめる。

図 2 に示されている様に、上蓋 3 の上昇にしたがって、上蓋 3 の係止突起 3 3 が天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 の下側に当接して持ち上げるため、注出用案内部材 2 は、上方にスライドする。これにより、弁体 1 5 の上端によって閉じられていた注出用開口 2 1 は、開放される。

引き続き上蓋 3 を回転して上昇させていくと、注出用案内部材 2 は上方位置に到達し、アンダーカット 2 5 a と係合突起 1 3 との係合により、注出用案内部材 2 の上昇が制限される。この状態において、上蓋 3 を更に上昇させることにより、上蓋 3 の係止突起 3 3 は、注出用案内部材 2 の天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 を乗り越え、上蓋 3 は、完全に取り外され、図 3 に示す状態となる。

30

【 0 0 2 4 】

上蓋 3 が取り外され、注出用案内部材 2 が上方位置にある図 3 の状態では、容器内空間は、弁体 1 5 を保持しているブリッジ 1 7 の間隙及び注出用開口 2 1 を介して外部と連通しており、容器を傾けることにより、図 3 の矢線に示す流路に沿って、液の注ぎ出しが行われる。

注ぎ出し終了後は、容器を直立させることにより、注出用案内部材 2 の天井壁 2 0 の上面に付着残存している液は、注出用開口 2 1 を介して、容器内部に回収される。

【 0 0 2 5 】

この状態で上蓋 3 を閉じることにより、注出用案内部材 2 を下方位置に降下させて注出用開口 2 1 を閉じることができる。

40

即ち、上蓋 3 を注出用案内部材 2 の上から被せ、上蓋 3 を閉栓方向に回転させて降下させると、注出用案内部材 2 の外方張出し部 2 3 が、上蓋 3 の係止突起 3 3 により押圧されるため、注出用案内部材 2 は下方に降下する。この場合、周状係止突起 3 3 が外方張出し部 2 3 を乗り越えて、その下側に位置した場合には、上蓋 3 のリング状の押え突起 3 5 が天井壁 2 0 の上面に当接するため、液案内用の注出筒 2 2 の上端が上蓋 3 の頂板部内面に当接することなく、注出用案内部材 2 の降下が行われる。このようにして、上蓋 3 を閉じることにより、注出用案内部材 2 は下方位置まで降下し、その注出用開口 2 1 は弁体 1 5 の上端によって閉じられ、シール性が確保される。

再び内容液の注出を行うときには、上述した作業を繰り返せばよい。

50

【 0 0 2 6 】

上述した本発明の複合容器蓋においては、注出用案内材 2 の天井壁 2 0 の外周縁に形成されている外方張出し部 2 3 は、その下面は、ストレートな平面形状であり、且つ上面が湾曲した曲率面となっていることが好ましい。即ち、外方張出し部 2 3 をこのような形状とすることにより、係止突起 3 3 と外方張出し部 2 3 の下面との当接による注出用案内材 2 の上昇をスムーズに行うことができ、また、注出用案内材 2 を下方に押し下げ際には、係止突起 3 3 がスムーズに外方張出し部 2 3 の下側に廻りこみ、押え突起 3 5 により注出用案内材 2 をスムーズに押し下げることができる。

【 0 0 2 7 】

本発明は、図 1 等の具体例に限定されるものではなく、種々の設計変更が可能である。10
例えば、上述した例では、上蓋 3 は容器口部 5 0 との螺子係合により係止されているが、この上蓋 3 を中蓋 1 に係止させることも可能である。
また、弁体 1 5 は、ブリッジ 1 7 によって第 2 の筒状壁 6 の内面に保持されているが、ブリッジ 1 7 を水平壁 7 の下面から延ばして弁体 1 5 を保持させることもできる。
更に、外方張出し部 2 3 は、天井壁 2 0 の外周縁に形成されているが、これを環状の外側足部 2 5 の上部外面に形成することも可能である。
更には、上蓋 3 のスカート壁 3 1 の下端に、フラップ片等の容器の顎部等と係合する係合部材を備えたタンパーエビデントバンドを設けることにより、不正使用防止機能を持たせることができる。

【 0 0 2 8 】

【発明の効果】

本発明のプッシュプルタイプの複合容器蓋においては、内容液が付着する注出用案内材 2 に手で触れることなく、注出用開口 2 1 の開け閉めによる注出作業を行うことができるため、極めて衛生的である。また、注出用開口 2 1 を備えた天井壁 2 0 の上面に注出筒 2 0 が設けられているため、内容液の注ぎ出しを円滑に行うことができ、更には、内容液の注ぎ出しに際しての液垂れを有効に防止することができる。20
本発明の複合容器蓋は、例えばドレッシングのような液が収容された容器の蓋として、極めて有用である。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の複合容器蓋の未使用状態での側断面図。30

【図 2】中栓が取り外された状態にある図 1 の複合容器蓋において、上蓋を上昇させて注出用案内材を上方位置にスライドさせたときの状態を示す側断面図。

【図 3】図 2 の複合容器蓋から上蓋を取り外した状態を示す図。

【図 4】図 1 の複合容器蓋に設けられている中蓋の概略平面断面を示す図。

【符号の説明】

- 1 : 中蓋
- 2 : 注出用案内材
- 3 : 上蓋
- 5 : 第 1 の筒状壁
- 6 : 第 2 の筒状壁
- 7 : 水平壁
- 1 0 : 中栓
- 1 5 : 弁体
- 1 7 : ブリッジ
- 2 1 : 注出用開口
- 2 2 : 液案内用の注出筒
- 2 3 : 外方張出し部
- 2 5 : 外側足部
- 2 6 : 内側足部
- 2 7 : アンダーカット

10

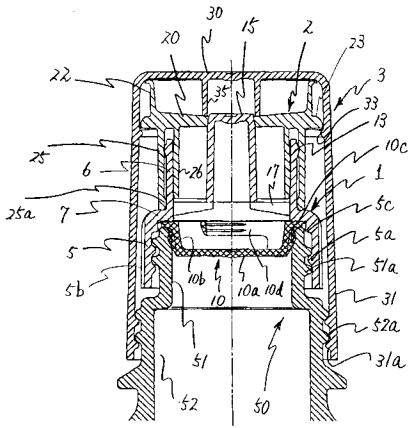
20

30

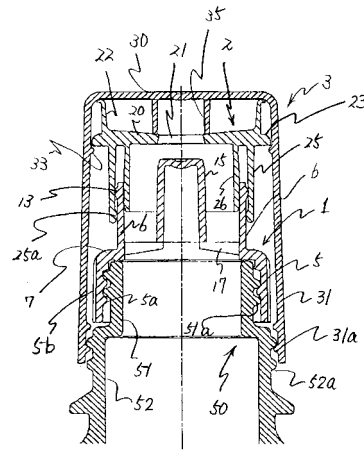
40

50

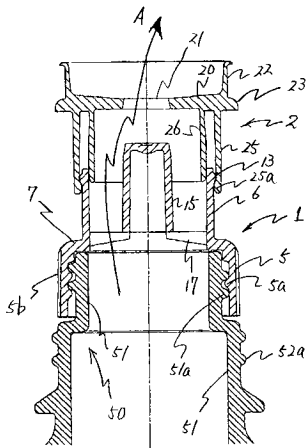
【図1】



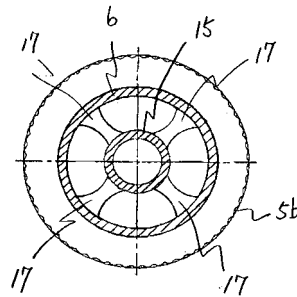
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

- (72)発明者 石井 修
神奈川県平塚市長瀬2番12号 日本クラウンコルク株式会社平塚工場内
- (72)発明者 雫石 洋
神奈川県平塚市長瀬2番12号 日本クラウンコルク株式会社平塚工場内
- (72)発明者 辻口 洋一
神奈川県平塚市長瀬2番12号 日本クラウンコルク株式会社平塚工場内

審査官 柳本 幸雄

- (56)参考文献 登録実用新案第3057729(JP, U)
特開2000-103454(JP, A)
特開平11-171232(JP, A)
特開2001-010656(JP, A)
特開平09-077113(JP, A)
特開2000-238822(JP, A)
米国特許第3572559(US, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 35/44-35/54

B65D 39/00-55/16